

福岡県テレワーク推進企業移住体験促進事業補助金

企業の皆様へ！

福岡県でのワーケーションに

最大100万円助成します！



### 1 助成の対象となる企業等(いずれも県外に本部を置く法人のみ)

- ア 福岡県でのテレワークを活用した移住体験又はワーケーションの取組の推進に関する協定を本県と締結した企業・団体
  - イ 内閣府の「地方創生テレワーク推進運動 Action 宣言」を行っている企業・団体で、アの企業・団体に相当する取組を行うものとして知事が認めるもの
- ※税金に未納がある場合や暴力団と関係のある事業者は対象となりません。

### 2 助成の対象となるワーケーション等

従業員又は役員を対象として企業等が行う次のような取組

- ア テレワークを活用し、普段の職場とは異なる場所で働くとともに、地域交流体験等その地域ならではの活動を行うもの(=地域交流体験を伴うワーケーション)
- イ 福岡県外に在住する対象者が、短期間、福岡県内の市町村で暮らすとともに、移住相談や移住者との交流等を行うもの(=移住相談等を伴う移住体験)

### 3 助成の対象となる経費(補助対象経費) ※詳しくは次ページ

ワーケーション等の実施に伴い、企業等が負担する交通費、宿泊費、施設利用費等

## 4 補助率等

補助率:1/2 以内(行程に過疎地域等での活動(※)が含まれている場合:2/3 以内)

補助上限額:100 万円

※ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法において規定される条件不利地域での地域交流・テレワーク勤務等(単に交通の経路である場合は除く)。

## 5 助成を受けるための主な手続き等

- ① 事業を計画する段階で、県の担当課に事前相談を行ってください。
- ② 所定の申請書、事業計画書等を県へ提出し、対象事業(ワーケーション等)の実施前に、補助金の交付決定を受けてください。
- ③ 対象事業の実施後、所定の期限までに対象経費の支出を証する書類(領収書等)を添えて実績報告書を県へ提出し、内容確認(補助金額の確定)を受けてください。
- ④ 補助金額の確定を受けた後、所定の様式により請求書を県にご提出ください。

### <補助対象経費の詳細>

いずれも、補助金を受けようとする企業等が補助対象事業の経費として直接支払うもの又は補助対象事業へ参加する従業員等へ支給するものに限ります。

交通費	・従業員等の居住地又は所属事業所から県内の滞在場所・用務地(活動場所)までの往復交通費(鉄道、航空機等の公共交通機関運賃、自動車等利用時の燃料費、運送費、タクシー代) ・レンタカー使用料(県内の移動に関するものに限る)
宿泊費	・県内のホテル、旅館等の宿泊費      ・宿泊施設におけるインターネット利用料 ・宿泊を目的としたマンション等の賃貸料(敷金、礼金、保証料、仲介手数料等は除く。)
施設利用費	・業務・地域交流等の活動を目的とした施設等の使用料      ・レンタルオフィス等の利用料 ・業務・地域交流等の活動に伴うインターネット利用料      ・施設等の利用に伴う光熱水費
その他	・従業員等に係る傷害保険料

○この補助金に関するお問合せ先

・福岡県企画・地域振興部市町村振興局政策支援課

福岡市博多区東公園7-7(9階)

☎092-643-3179

Email : [ijuu-teijuu@pref.fukuoka.lg.jp](mailto:ijuu-teijuu@pref.fukuoka.lg.jp)

○福岡県の情報はこちらから

・福岡県移住・定住ポータルサイト

福がお〜からし



<https://ijuu-teijuu.pref.fukuoka.lg.jp/>